

行政文書不開示決定通知書

営企指令 第3号
令和4年3月18日

■■■■■■■■■■ 殿

茨城県知事 大井川 和彦



令和4年3月2日付けで開示請求のあった次の行政文書については、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号）第11条第2項の規定により、次のとおり開示しないことに決定したので通知します。

<p>1 行政文書の名称</p>	<p>1) 大井川知事が政治家個人として開設している Facebook ページの今年元日付投稿に掲載されている土浦一高華道部員らの画像データを大井川氏側に提供するにあたって、県が同部員または同親権者に案内した情報。文書のほか電子メールなど電磁的記録を含む</p> <p>2) 大井川知事が政治家個人として開設している Facebook ページの今年元日付投稿に掲載されている土浦一高華道部員らの画像データを大井川氏側に提供した際の記録。データ添付の電子メール送信やクラウド共有サービスの記録を含む</p>
<p>2 開示をしない理由</p>	<p>1) 大井川知事が政治家個人として開設している Facebook ページの今年元日付投稿に掲載されている土浦一高華道部員らの画像データを大井川氏側に提供するにあたって、県が同部員または同親権者に案内した情報。文書のほか電子メールなど電磁的記録を含む</p> <p>相手方とのやり取りを口頭で行い、当該情報が記載された文書を作成及び取得していないため、実際に存在しない。</p> <p>2) 大井川知事が政治家個人として開設している Facebook ページの今年元日付投稿に掲載されている土浦一高華道部員らの画像データを大井川氏側に提供した際の記録。データ添付の電子メール送信やクラウド共有サービスの記録を含む</p> <p>相手方とやり取りを口頭で行い、また、それを記録した文書を作成及び取得していないため、実際に存在しない。</p>

3 担当課 (所)	営業戦略部 営業企画課 電話番号 029-301-1111 (内線) 2128
-----------	--

(不服申立てに係る教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、茨城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。）に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県知事となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。